

## 佐賀市火葬場を使用する皆様へ(お知らせ)

佐賀市の火葬場では、「死亡時に佐賀市外の住所に居住されていた方」に係る火葬の場合は市外居住者料金を適用していますが、令和4年4月1日から、介護等の理由により、やむを得ず市外の施設に入所したのちに亡くなられた方に係る火葬については、市内居住者料金との差額を減免額として還付いたします。

※佐賀市の火葬場使用料については裏面の資料①をご覧ください。

### 【減免の対象となる場合】

亡くなられた方が、下記の要件全てにあてはまる必要があります。

- ・介護や療養等の理由により、佐賀市内の住所から佐賀市外の施設の住所に転出していた。
- ・死亡時に、佐賀市外の施設の住所に居住していた。

※対象となる「佐賀市外の施設」については、裏面の資料②をご覧ください。

### 【減免の手続き】

火葬場使用許可書を申請された方が、火葬場使用料を納付した日から90日以内に市民生活課の窓口または郵送にて下記の書類を提出してください。内容を審査した後、指定の口座に減免額を振り込みます。

- ① 火葬場使用料減免申請書
- ② 火葬場使用料の領収書
- ③ 振込口座申出書
- ④ 委任状

※申請者と振込口座の名義人が異なる場合は③ではなく④を提出してください。

④は申請者(委任者)がすべて記入してください。

### 【その他】

他の補助事業(例:居住自治体に火葬に関する補助金がある場合等)との併用はできません。

### 【提出先/問い合わせ先】

佐賀市役所 市民生活課 庶務係      TEL0952-40-7068

資料① 佐賀市の火葬場使用料

例) 遺がいの火葬 大人1名 つくし斎場の場合

市外在住者料金60,000円-市内在住者料金6,500円=減免額は53,500円となります。

つくし斎場

種別	単位	市内居住者	市外居住者
遺がいの火葬			
大人	1体	6,500円	60,000円
子ども(10歳以下)	1体	4,600円	40,000円
死産児	1体	3,300円	20,000円
遺体安置室の使用	24時間以内	1,300円	5,200円

川副葬祭公園

種別	単位	市内居住者	市外居住者
遺がいの火葬			
大人	1体	5,000円	60,000円
こども(12歳未満)	1体	3,000円	40,000円
死産児	1体	2,000円	20,000円

東与賀火葬場

種別	単位	市内居住者	市外居住者
遺がいの火葬			
大人	1体	6,000円	60,000円
子ども(10歳以下)	1体	4,500円	40,000円
死産児	1体	3,000円	20,000円
遺体安置室の使用	24時間以内	1,000円	4,000円

資料②対象となる佐賀市外の施設の種類の種類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設、介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・共同生活援助施設(グループホーム)</li> <li>・病院または診療所</li> <li>・児童福祉施設</li> <li>・救護施設</li> </ul>
---	---